

ひとものづくり科学館

テナント出店者募集要項

令和4年8月

小松市

## 1. 募集の目的

「ひととものづくり科学館」は、“科学とひとづくり”をテーマとして、ものづくりの現場と科学の原理を融合した体験型展示場「ワンダーランド」や、日本最大級のドーム型3Dシアター「3Dスタジオ」などが人気を集めている施設であり、子どもから大人まで科学を通じてものづくりが好きになるような体験・イベントを提供しています。

この度、当該フロアの新規出店希望者（以下「応募者」という。）について、飲食サービスの経営ノウハウと実績を有する民間事業者自らの企画提案により募集します。

## 2. 施設全体の概要

- (1) 所在地 小松市こまつのだ 2番地
- (2) 敷地面積 約14,428㎡
- (3) 建築面積 約6,126㎡
- (4) 延床面積 約6,036㎡
- (5) 主体構造 RC造（一部S造）2階建
- (6) 開館時間

1階	ひととものづくり科学館	3Dシアターホール	午前9時30分から午後10時
		イベントホールA, B, C	
		レストルーム	
		出演者控室	
	ものづくり・科学体験展示ホール	午前9時30分から午後6時	
	ショップ		
	こまつビジネス創造プラザ	午前9時から午後10時	
2階	カフェ	出店者との協議によるが、閉館時間は原則午後10時	
	ギャラリー	午前9時30分から午後10時	
屋外	イベントスペース	午前9時30分から午後6時	

※市が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することがあります。

(7) 休館日 月曜日（祝休日の場合は、その直後の平日）と年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間）営業日については市と協議可能。

### (8) 交通アクセス

- ・JR小松駅東口から徒歩約3分
- ・小松空港から車で約10分
- ・北陸自動車道小松インターから車で約8分

### (9) 駐車場

- ・ヒルズパーキング89台（飲食店を利用された方には、2時間半無料）
- ・バス3台まで駐車可能（無料駐車場）

## (10) 周辺環境

本施設は、2024 年春の北陸新幹線金沢～敦賀間開業に向けて、南加賀のターミナルとして整備が進められている JR 小松駅から徒歩約 3 分に位置します。周辺には、公立小松大学の中央キャンパス、(株)コマツの研修・トレーニングを集約した「コマツウエイ総合研修センター」と一般向け「わくわくコマツ歴史館」等からなる「こまつの杜」、本格的な歌舞伎が上演できる「こまつ芸術劇場うらら」、子どもの遊び場を全国展開する(株)ボーネルンドのプロデュースする「カブッキーランド」等があります。また、2024 年春には、JR 小松駅東側に収容定員 800 人規模の多目的ホールを備えた北陸電力複合ビルが完成する予定です。

### 3. 募集店舗の概要

設置フロア等	設置フロア	2階
	面積 (㎡)	150 ㎡ (内訳：客席，厨房，控室，倉庫，専用トイレ)
	客席数	最大 80 席程度
設備等	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気・ガス及び上下水道等設備</li> <li>・ベース照明、厨房器具</li> <li>・レジカウンター、レジバックボード</li> <li>・インターネット共有回線（1回線），電話回線（テナント引き込み）</li> <li>・ロールカーテン</li> </ul>
	店名 サイン	<p>店名は企画書（様式6参照）にて提案して頂き、市と協議の上、決定します</p> <p>店名のサイン等については、館内サイン計画と整合性を保つものとし、製作及び設置費用は出店者の負担とします</p>
	内装工事	床、壁、天井等の建築物、電気設備、衛生設備、空調設備の改修及び造作等は市と協議のうえ、出店者の負担により行うものとなります

### 4. 営業基本条件

営業日等	開始日	令和5年1月以降（要協議）
	営業内容	地産地消を意識・活用した飲食メニュー（アルコール類を含む）や科学館利用者ニーズを意識したものを提供する飲食とし，コンセプト及び主要メニュー等については，企画書（様式8参照）にて提案して頂きます。
	休業日	原則的に本施設の休館日
	営業時間	出店者との協議によるが，閉館時間は原則午後10時とし，企画書（様式8）にて提案して頂きます
使用等	使用期間	使用期間は，当該年4月1日から翌年3月31日までで，使用許可の申請は年度ごとに行って頂きます。
	使用許可条件	使用許可期間中であっても，許可使用料を3ヶ月間滞納した場合，取り消すこととします。
	基本使用料	売上額の8%以上とします。
	光熱水費	電気料金、ガス料金及び上下水道料金は別に実費を徴収します。

※店名，メニュー，商品，料金設定については，事前に出店者が市に提示し，市の承認を得ることとします。

※使用料に10円未満の端数が生じた場合，切り捨てるものとします。

## 5. 経費の負担区分

〈表中凡例〉 ○：全部      ◇：一部

		市	出店者
従業員人件費			○
原材料費			○
ユニフォーム等のクリーニング代			○
光熱水費	電気		○
	上下水道		○
	ガス		○
設備及び備品	保守・修理		○
	更新	協議による	
清掃（日常及び特別）			○
害虫駆除等防虫及び防鼠、消毒等衛生管理費			○
ごみ処理費			○
電話料金（加入権・工事費を含む）			○
インターネットネット料金 （プロバイダー契約費等）			○
各種保険料			○
営業許可に係る費用			○

※上表以外の経費については、市と協議の上、決定することとします。

※光熱水費については、電気計器等により算出された額を請求し、納付して頂きます。

※ごみ処理については、出店者が処理業者と契約の上、適切に処理して頂きます。

## 6. 応募資格

1	公共施設内において経営を行うにふさわしい経営の資力、信用、技術、能力等を有すると認められる企業若しくは団体または個人。なお、企業若しくは団体または個人が共同で応募することも可能とします
2	応募者は、営業に必要な有資格者を従事させることができる者としてします
3	応募者は、市から指名停止措置又は指名除外の措置を受けていない者としてします
4	応募者は、市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税、法人県民税、法人及び個人事業税の滞納がない者としてします
5	応募者は、会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていない者としてします
6	応募者は、食品衛生法に基づく処分を過去3年間受けていない者としてします
7	応募者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同第6号に規定する暴力団員でない者としてします

## 7. その他留意事項

- (1) 施設の運営について、市と協力・連携し、施設の利用を促進するよう努めること。
- (2) 許可に基づく権利を第三者に転貸、若しくは譲渡のほか担保に供することはできません。
- (3) 営業による損失等について市は一切の責任を負わないため、賠償責任保険等に加入すること。
- (4) 営業に関し、許認可等を必要とする場合、出店者の責任において取得すること。
- (5) 営業にあたり、労働基本法、会計法規、条例、規則その他の関係法令を遵守すること。
- (6) 本施設及び設備等については、注意義務をもって管理し、汚損、故障、減耗等が生じた場合は、出店者の負担で維持補修すること。ただし、天災、その他出店者の責任によらない事由による場合は、市と協議の上、市の負担で補修する。
- (7) 以下の場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。
  - ・従業員が本施設の利用者に迷惑をかけ、またはその恐れがあると認められる場合。
  - ・事故、火災その他の人的物的被害が発生し、または発生する恐れがあると認められる場合。
  - ・利用者からの苦情、その他報告すべき必要があると認められる事態が発生した場合。
- (8) 営業状況を確認するため、毎年度終了後 30 日以内に市の求めに応じて収支報告書を提出すること。
- (9) 退去する際は、出店者の責任において原状回復すること。
- (10) 本要項に定めのないものは、市と協議の上、取り決めることとする。

## 8. 公募スケジュール

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 参加者表明書の提出        | 8月 1日 (月) から8月31日 (水) まで |
| (2) 現地確認及び質問書の受付     | 8月 1日 (月) から8月24日 (水) まで |
| (3) 企画書の提出           | 9月 1日 (木) から9月26日 (月) まで |
| (4) プレゼンテーション及び試食の実施 | 10月中旬                    |
| (5) 審査結果の通知          | 10月下旬                    |

## 9. 応募の手続き等

### (1) 参加意志表明書の提出

公募に参加を希望する場合は、「参加意志表明書」(様式1)に必要な事項を記載のうえ、令和4年8月31日(水)までに事務局まで持参又は郵送してください。 ※提出期限必着

### (2) 現地確認

2階テナントの状況、設備等を市の立会いのもと確認できますので、希望する場合は、下記の期間実施するので、必要に応じて申し込みください。

- ・実施期間 8月24日(水)まで
- ・申し込み 8月24日(水)まで、事務局までご連絡ください。

### (3) 質問の受付

企画書の作成に関する質問を受付けます。(様式2)

- ・実施期間 8月24日(水)まで
- ・回答方法 質問に対する回答は、随時に市HPに掲載します。

### (4) 企画書等の提出

- ・提出書類 企画書等(様式4, 5, 6, 7, 8, 9, 10)
- ・提出部数 3部(1部のみ正本とし、残り2部は複写で可とします。)
- ・提出期間 9月1日(木)から9月26日(月)まで
- ・提出方法 提出書類一式を、事務局まで持参又は郵送してください(提出期限必着)

#### 応募書類

	法人	個人
市指定書類	ア 事業概要書(様式4) イ 貸借対照表(様式5) ウ 損益計算書(様式6) エ 出店計画書(様式7)	オ 企画書1(様式8) カ 企画書2(様式9) キ レイアウト図等添付書(様式10)
その他添付書類	ク 直近2ヶ年の決算報告書、納税証明書(固定資産税、法人市民税、法人県民税、法人事業税) ケ 会社経歴書 コ 代表者略歴書 サ 定款及び法人登記事項証明書 シ すでに飲食店等の営業をしている場合、監督官庁の許可証の写し シ その他会社等のパンフレット類等	

## 10. 審査

### (1) 審査方法

審査は、市が別に定める委員により構成された審査会が行います。

### (2) 審査基準

次の審査基準に基づき、企画内容、試食について審査を行い、採点、審議のうえ、最も優れた企画をした者を選定します。

	審査項目	審査内容	配点
1	経営状況	・財務状況の評価	10
2	出店計画書	・出店計画の具体性、適切性の評価	15
3	企画内容	・コンセプト ・メニュープラン ・店舗演出、販促計画、サービス ・本施設との連携 ・人員配置などの評価	35
4	試食内容	・食材、素材の質 ・調理技術、味付け ・独創性、センス ・ファミリー向けなどの評価	40
合 計			100

### (3) 審査結果

令和4年10月下旬に、すべての企画者に書面で通知し、最も優れた企画をした者の名称を市のホームページで公表します。

## 11. 出店手続等

### (1) 手続

出店候補者は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及びに基づく、行政財産使用許可の申請を行ってください。

### (2) 出店準備

出店者は、市と必要な協議をしながら営業開始に向けた準備を行うものとします。

#### 【問合わせ先】

小松市教育委員会事務局ひとものづくり科学館

「テナント出店者募集担当」

TEL : 0761-22-8610 FAX : 0761-23-8686

E-mail : kagaku@city.komatsu.lg.jp